

四日市市下水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 2 号

四日市市下水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例

四日市市下水道事業運営委員会条例（平成 1 5 年四日市市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 797 791 891"><u>四日市市上下水道事業運営委員会</u> <u>条例</u></p> <p data-bbox="252 976 347 1010">（設置）</p> <p data-bbox="205 1037 815 1364">第 1 条 本市の<u>水道事業及び下水道事業</u>を円滑に運営し、その普及促進を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、<u>四日市市上下水道事業運営委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="252 1449 411 1482">（所掌事項）</p> <p data-bbox="205 1509 815 1722">第 2 条 委員会は、<u>水道事業及び下水道事業</u>に関し、必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を申し出ることができる。</p> <p data-bbox="252 1807 347 1841">（委員）</p> <p data-bbox="205 1868 815 2018">第 3 条 委員会は、<u>8 人以内</u>をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱</u>する。</p>	<p data-bbox="938 797 1436 891"><u>四日市市下水道事業運営委員会</u> <u>条例</u></p> <p data-bbox="896 976 992 1010">（設置）</p> <p data-bbox="850 1037 1460 1364">第 1 条 本市の下水道事業を円滑に運営し、その普及促進を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、<u>四日市市下水道事業運営委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="896 1449 1056 1482">（所掌事項）</p> <p data-bbox="850 1509 1460 1722">第 2 条 委員会は、下水道事業に関し、必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を申し出ることができる。</p> <p data-bbox="896 1807 992 1841">（委員）</p> <p data-bbox="850 1868 1460 2018">第 3 条 委員会は、<u>7 人以内</u>をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が<u>任命</u>する。</p>

(1) 市民	(1) 市民 <u>4人以内</u>
(2) 学識経験者	(2) 学識経験者 <u>3人以内</u>
2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員である者のうち、改正前の四日市市下水道事業運営委員会条例第3条第1項第1号の規定により任命されたものの任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までとする。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第1条、第2条関係）			
区分	報酬の額		費用弁償の額
(略)			
水道水源保護審査会委員	(略)		
上下水道事業運営委員会委員	学識経験者	同 <u>16,500円</u>	同
	その他の者	同 <u>8,200円</u>	同
教育委員会委員	(略)		
(略)			
備考 (略)			

改正前

別表（第1条、第2条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
水道水源保護審査会委員	(略)	
下水道事業運営委員会委員	同 8,200円	同
教育委員会委員	(略)	
(略)		

備考 (略)

(上下水道局管理部経営企画課)